

米子市学習用タブレット端末購入に係る
プロポーザル実施要領

令和2年9月

米子市教育委員会事務局

1 概要

(1) 目的

学習用タブレット端末購入に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を行い、最も優れた提案を行う事業者を、価格面、技術面等を総合的に評価し、優先交渉権者として選定する。

(2) 事業概要

ア GIGA スクール構想の実現に向けて、児童・生徒が使用する学習用タブレット端末を整備する。

(3) 事業期間

ア 契約締結日から令和3年3月31日

(4) 提案上限額

ア 提案上限額は、基本パッケージ45,000円/1台（消費税及び地方消費税を含む。）及び追加パッケージ9,300円/1台（消費税及び地方消費税を含む。）とする。この金額は企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。

イ 提案する金額は、この上限額の合計を超えてはならない。

(5) 支払

請求書提出後から30日以内に支払うこととする。

(6) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 米子市が定める令和2年度米子市事務用機器類（パソコン等含む）入札参加資格者名簿に登録されている市内に本店又は営業所がある事業者。

イ 米子市が定める物品の売買等に係る指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

オ 米子市が課する税の滞納をしていない者。

2 手 続

(1) 担当部署

〒683-8686

鳥取県米子市東町161番地2 米子市役所第2庁舎内

米子市教育委員会事務局教育総務課

電話：0859-23-5422 E-mail：kyouikusoumu@city.yonago.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式）1部を令和2年9月30日（水）午後5時までに提出する、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは書留郵便によることとし、令和2年9月30日までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 企画提案書等

1. アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和2年10月15日（木）正午までに提出すること。

(ア) 書面により提出するもの。

- ・企画提案書 10部
- ・役員等調書兼照会承諾書 1部
- ・市税納税状況確認承諾書 1部
- ・【様式1】学習用タブレット端末購入業務に係る協力事業者申請書 1部
- ・【様式3】見積書 1部

(イ) 【様式2】評価基準書に示す評価項目順に合わせて企画提案書を作成すること。

(ウ) 上記（ア）に掲げる書類は、（1）の担当部署へ直接持参する、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは書留郵便によることとし、令和2年10月15日（木）正午までに到着したものに限り、受け付ける。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は持参により提出すること。

ア 提出期限は、令和2年9月24日（木）午後5時までとする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和2年9月28日（月）までに回答する。

(4) 審査方法等

ア 第1次審査

(ア) 2（2）アにより提出された書類について、1（6）に定める参加条件を満たしているかどうかの審査を行い、一次審査合格者を決定する。

(イ) 審査結果の送付

第1次審査の結果については、参加希望者全員に通知する。なお、非選定となった場合には、その理由も併せて通知するものとし、非選定に係る通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）がある場合においては、当該休日等を除く。）以内に、書面（様式は任意）により、その理由について説明を求めることができる。

第1次審査合格者については、第2次審査実施日を併せて通知する。

イ 第2次審査

（ア）提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、担当部署により評価を行う。

実施日は参加申込者へ連絡する。

※1社当たり40分以内とする。

※システムデモンストレーションの実施は参加申込者の判断に委ねるが、評価基準書の採点の元となる判断材料を無くすことのないようにすること。

※オンラインでのプレゼンテーションも可能。

（イ）最優秀案の選定と実務交渉

第2次審査の結果により、最も高い点数を得た提案を最優秀案として選定し、当該提案をした者と実契約に向けた交渉を開始する。

（ウ）審査結果の送付

第2次審査の結果については、令和2年10月の第5週頃に第2次審査対象者へ通知を発送する。

3 契約締結の交渉及び契約締結

（1）第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

（2）契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

（3）本契約を締結するには議決が必要となるため、それまでの間は仮契約を締結する。

4 日程

質問書提出期限	令和2年9月24日（木）午後5時
質問最終回答日時	令和2年9月28日（月）
参加申込書等提出期限	令和2年9月30日（水）午後5時
企画提案書提出期限	令和2年10月15日（木）正午
第1次審査結果通知送付	令和2年10月19日（月）
プレゼンテーション	別途参加申込者へ個別に通知する。

5 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、米子市学習用タブレット端末購入業務の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。

米子市長 様

会 社 の 名 称
所 在 地
代 表 者 氏 名

㊟

担 当 者 職 氏 名
所 属 部 署
電 話 番 号
F A X 番 号
E - m a i l

参加申込書兼参加資格に関する申立書

米子市学習用タブレット端末購入業務に係るプロポーザルに参加したいので、申し込みます。なお、当該プロポーザルに係る参加資格に関し、次に掲げる事項について、事実と相違ないことを申し立てます。

記

- (1) 当社は、米子市が定める令和2年度米子市事務用機器類（パソコン等含む）入札参加資格者名簿に登録されており市内に本店又は営業所を有しています。
- (2) 当社は、米子市が定める物品の売買等に係る指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていません。
- (3) 当社に対しては、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていません。
- (4) 当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていません。
- (5) 米子市が課する税の滞納をしていません。